

令和5年度

里親委託のしおい



目次

- | | |
|--------------------|----------------------|
| p.1 社会的養護と里親制度について | p.11 児童の医療費等について |
| p.6 児童の委託までの流れに関して | p.12 進学や就職等、自立支援に関して |
| p.7 児童の委託を受けたら | p.17 里親支援に関して |
| p.9 児童の措置が解除になったら | p.18 里親委託措置費に関して |
| p.10 里親登録上の手続き | p.19 よくある質問集 |

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当

川 崎 市



社会的養護と里親制度について



里親制度は、平成14年、平成20年、そして平成28年の制度改正を経て、社会的養護における重要な役割として非常に注目されています。ここでは全国と川崎市の社会的養護の現況及び里親制度の概要を紹介します。

1. 社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」ことが基本理念です。

2. 全国の社会的養護の現況

(1) 里親数、施設数、児童数等（「社会的養護の推進に向けて」令和5年4月こども家庭庁）

＜里親＞

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
里親全体	15,607 世帯	4,844 世帯	6,080 人
養育里親	12,934 世帯	3,888 世帯	4,709 人
専門里親	728 世帯	168 世帯	204 世帯
養子縁組里親	6,291 世帯	314 世帯	348 世帯
親族里親	631 世帯	569 世帯	819 人

＜ファミリーホーム＞

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	446 か所	1,718 人

＜その他施設＞

	施設数	定員	現員
乳児院	145 か所	3,827 人	2,351 人
児童養護施設	610 か所	30,140 人	23,008 人
児童心理治療施設	53 か所	2,016 人	1,343 人
児童自立支援施設	58 か所	3,340 人	1,162 人
自立援助ホーム	229 か所	1,575 人	818 人

(2) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の量・質ともに拡充が求められています。

○全国の児童相談所における児童虐待等に関する相談件数は、児童虐待防止法の施行前の平成11年度に比べ、令和3年度には約18倍に増加しました。

○里親に委託されている子どものうち、約4割は虐待を受けた経験があります。

(3) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害等のある児童が増加しており、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が、障害等ありとなっています。

3. 川崎市の社会的養護の現況

(1) 里親数、施設数、児童数等

<里親（令和4年度末時点）>

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
里親全体	215世帯	75世帯	88人
養育里親	136世帯	55世帯	65人
専門里親	11世帯	1世帯	1人
養子縁組里親	78世帯	9世帯	12人
親族里親	9世帯	10世帯	10人

<ファミリーホーム（令和4年度末時点）>

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	2か所	4人

<その他施設 市外施設への措置を含む（令和4年度末時点）>

	措置児童数
乳児院	13人
児童養護施設	201人
児童心理治療施設	22人
児童自立支援施設	8人
自立援助ホーム	12人

(2) 虐待相談・通告件数

令和4年度の児童相談所における虐待相談・通告件数は5,598件となりました。

年度	身体的虐待	養育拒否・怠慢	性的虐待	心理的虐待	合計
平成28年度	473件	402件	22件	1,237件	2,134件
平成29年度	449件	514件	12件	1,393件	2,368件
平成30年度	573件	567件	24件	1,899件	3,063件
令和元年度	692件	515件	20件	2,141件	3,368件
令和2年度	778件	571件	30件	2,354件	3,733件
令和3年度	1,066件	1,719件	36件	3,011件	5,832件
令和4年度	1,086件	1,637件	39件	2,842件	5,598件

3. 里親制度の動向

(1) 里親制度等の改正の経緯

昭和 23 年 1 月	児童福祉法施行
昭和 63 年 1 月	特別養子縁組制度施行 ・民法の一部改正・養子縁組あっせん事業者届出制度実施、等
平成 14 年 10 月	里親制度改正 ・専門里親、親族里親の創設、等
平成 20 年	児童福祉法改正と里親制度の充実 ・養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分・養育里親の研修の義務化 ・里親支援の法定化・ファミリーホーム制度創設 ・里親手当の倍増への引き上げ、等
平成 23 年	・「里親委託ガイドライン」で里親委託優先の原則 ・「社会的養護の課題と将来像」で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後 10 年間で 3 割以上を目標にする ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、等
平成 28 年	児童福祉法改正 ・家庭→「家庭と同様の養育環境」→「良好な家庭的環境」 ・普及啓発からの一貫した里親支援を都道府県の業務として位置づけ ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化
平成 30 年～	・厚生労働省より通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」発出 ・里親制度のさらなる推進や施設の高機能化等、社会的養育体制の確保に向けた計画を各自治体において策定することとされた

(2) 里親委託優先の原則

里親委託は次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討することとされています。

- ア 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる。
- イ 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来家庭を築く上のモデルにできる。
- ウ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる。

(2) 里親等委託率

里親等委託率の全国平均は約23.5%です。

川崎市の里親等委託率は、約30.1%ですので、全国平均より高い水準と言えますが、里親委託優先の原則のもと、一層の推進が必要です。(令和5年3月末データ比較による)

$$\text{※里親等委託率 (\%)} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{(\text{乳児院入所} + \text{児童養護施設入所} + \text{里親・ファミリーホーム委託}) \text{ 児童数}}$$

4. 里親支援機関

里親制度に関する普及啓発からの一貫した里親支援は、都道府県（児童相談所）の業務と位置付けられていますが、そこに含まれる事業を実施する機関を「里親支援機関」と指定することができます。川崎市の全ての乳児院・児童養護施設には、里親支援専門相談員が配置されていることから、全施設を里親支援機関に指定しています。また、事業の委託事業者や里親会についても、里親支援機関と指定しています。

(1) 乳児院

施設名	所在地	問合せ先
しゃんぐりらベビーホーム	幸区東小倉 6-1	520-3606 (担当 内田)
至誠館さくら乳児院	多摩区菅稻田堤 1-10-5	944-3987 (担当 長島・松本)

(2) 児童養護施設

施設名	所在地	問合せ先
すまいる	川崎区浜町 2-22-16	742-6230 (担当 津田)
新日本学園	中原区木月伊勢町 3-3	722-3278 (担当 松岡)
川崎愛児園	宮前区馬絹 1-24-5	855-2591 (担当 椎野)
白山愛児園	麻生区白山 1-1-5	712-4071 (担当 上カミ)

(3) フォスターング機関

川崎市では、里親制度の普及啓発、養育里親の研修、養育里親の委託後の支援等をNPO法人、社会福祉法人に事業委託しています。里親登録者の開拓から、児童の委託後まで一貫して関わることができますのが法人の強みです。

	施設名	所在地	問合せ先
養育里親	NPO法人キーアセット	高津区溝口 1-1-26 3階	948-9146
養子縁組里親	かわさき里親支援センターサくら	多摩区菅 5-2-1	949-3108

(4) 川崎市里親会（川崎市あゆみの会）

川崎市あゆみの会（里親会）は、市内 100 世帯以上の養育・縁組・親族里親で構成される、里親の当事者団体であり、里親支援機関の一つです。サロンやバス交流研修旅行、新年会など、里親同士子ども同士が楽しみ、つながる機会がたくさんあります。

施設名	所在地	問合せ先
川崎市里親会 (川崎市あゆみの会)	幸区鹿島田 1-21-9 こども家庭センター内	542-1234 (事務局担当 堀・榎本・松下)

(5) 一般社団法人かわさき社会的養育家庭をささえる会

令和3年8月から、里親が里親の相談にのる川崎市里親ピアサポート事業を「かわさき社会的養育家庭をささえる会」に委託しています。同じ里親の立場の方に、悩みを相談することができます。

施設名	所在地	問合せ先
一般社団法人かわさき社会的 養育家庭をささえる会	高津区溝口 2-28-19 townhouseMCO106 号	701-2677

【参考文献】

- ・「社会的養育の推進に向けて」（**令和5年4月**厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）
- ・「令和**4**年度川崎市における児童虐待相談・通告件数について」（**令和5年5月31日**川崎市こども未来局報道発表資料）



児童の委託までの流れについて



里親への児童委託の基本的な流れは次のとおりです。

① 児童相談所から児童の紹介

保護が必要な児童にとってどのような環境が望ましいかという観点から、児童相談所が関係機関等の意見を聞きながら、児童と里親をマッチングし、里親に児童を紹介します。そのため、里親登録の順番に児童が委託されるわけではありません。

また、児童を紹介する際には、可能な範囲で児童の状況や背景をお伝えさせていただきます。

② 家庭状況等の再確認

里親登録時と家庭の状況が変わっていることがあるかもしれませんので、児童相談所が電話や家庭訪問等により、状況等を再確認します。

③ 施設等に通うなどして児童と面会・交流

里親委託方向が決まったら、児童との面会・交流に入ります。どのくらいの期間で、どのように児童と交流していくかは、児童相談所や関係機関と一緒に検討していきます。必要に応じて関係者とのカンファレンスを行います。

④ 児童相談所が児童の委託を決定（措置決定）

⑤ 里親家庭で養育

児童委託後、約2か月間は2週に1回程度、児童相談所の里親担当や担当児童福祉司等が家庭訪問を行い、経過を見ながら相談に乗ります。里親支援機関が訪問させていただくこともあります。



児童の委託を受けたら（必要な事務手続き）



児童の委託を受けたらまずお願いしたいことは、次のとおりです。

1. 「措置決定通知」の受け取り

児童相談所から、「措置決定通知」を受け取ります。これは、児童相談所が法律に基づき、児童の「里親委託」という措置を決定したことを示す重要な書類であり、児童に関するさまざまな手続きにも使用する通知です。内容を確認し、大切に保管してください。

2. 「受診券」の受け取り

児童相談所から、児童の「受診券」を受け取ります。詳細は 11 ページを御確認いただき、大切に保管してください。

3. 「委託証明書」の受け取り

児童相談所から、「委託証明書」を受け取ります。これは、児童相談所が〇〇里親へ△△（児童）を委託している、つまり里親と児童の関係を証明するものです。措置決定通知同様、手続きにも使用する書類ですので、大切に保管してください。（委託直後ではなく、必要に応じて発行する場合もあります。）

4. 措置費受け取りの準備

毎月の措置費を受け取る里親の口座登録が必要です。御夫婦ともに里親登録されているのであれば、どちらかお一人の口座登録で構いません。

- 提出物 口座振替払登録届（新規）（里親登録時又は児童委託時に児童相談所がお渡しします。）
 通帳の写し
- 提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

5. 在学（在園）証明書の提出

措置費のお支払いの根拠とするため、幼稚園以上の児童の委託を受けた際には、在学（在園）証明書の提出が必要です。在籍する学校や幼稚園から証明を発行していただくようお願いします。

- 提出物 在学（在園）証明書（別紙（1）、別紙（4）又は学校指定の書式）
- 提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

6. 児童手当受け取りの準備

委託期間にもよりますが、里親は委託児童の児童手当を受給することが可能です。受給可能な場合は児童相談所から必要な書類をお渡ししますので、申請してください。

提出物 新規に児童を委託された場合

児童手当認定請求書（施設受給者用）

委託児童数が増えた場合

児童手当額改定認定請求書額改定届（施設受給者用）

措置決定通知の写し

提出先 ☎210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 こども未来局**児童家庭支援・虐待対策**

室 家庭支援担当宛て

7. 児童名義の銀行口座の用意

児童の金銭の管理のため、児童名義の銀行口座の用意が必要になります。児童によっては、既に口座を持っている場合がありますので、口座の開設の必要性については児童相談所に御確認ください。

銀行からは、里親と児童の関係等について確認されることがありますので、口座開設に必要な書類（各銀行による）のほか、次の書類を銀行に持参してください。万が一、詳しい説明を求められがあれば、お手数ですが、措置決定通知に記載されている児童相談所に問い合わせるようお伝えください。

措置決定通知の写し

委託証明書

受診券 等



委託児童の措置が解除になったら（必要な事務手続き）

委託中の児童が家庭に復帰したり、養子縁組が成立した場合等は、措置解除になりますので、次の手続きが必要となります。

1. 「措置解除決定通知」の受け取り

児童相談所から、「措置解除決定通知」を受け取ります。これは、児童相談所が法律に基づき、児童の「里親委託」という措置の解除を決定したことを示します。内容を確認し、大切に保管してください。

2. 受診券の返却

解除後は、措置費（医療費を含む。）は支払われません。受診券も使用できなくなりますので、児童相談所にすみやかに御返却願います。

3. 児童手当の資格喪失申請又は減額申請

児童手当を受給していた場合は、児童の措置解除に伴い、資格喪失申請又は減額申請をする必要があります。必要な書類は措置解除時に児童相談所がお渡しします。

提出物 委託児童が全員措置解除になった場合

児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）

里親委託中の児童が1人でも残る場合

児童手当額改定認定請求書額改定届（施設等受給者用）

措置解除決定通知の写し

提出先 ☎210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 こども未来局**児童家庭支援・虐待対策**

室 家庭支援担当宛て



里親登録上の手続き



児童の委託の有無に関わらず、里親登録上、次のような場合には担当部署へ御相談・御報告くださいますようお願いいたします。

1. 住所や連絡先が変更になったとき

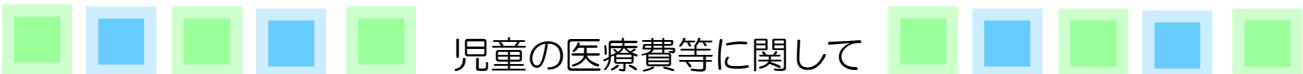
転居に伴い、住所変更や電話番号が変わるときは、事前にこども家庭センターまで御連絡ください。

提出物	・里親登録事項変更届（児童相談所から送付します。）
提出先	こども家庭センター

2. 口座の変更をするとき

口座の登録情報が変更になったとき、または振込先の口座変更を希望される時は、必ずこども保健福祉課あて連絡をしてください。手続きにお時間をいただくため、変更後の口座への入金は翌月からとなる場合がありますので、御了承ください。

提出物	・口座振替払登録届（変更）（児童相談所又はこども保健福祉課から送付します。） ・通帳の写し
提出先	児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当



1. 受診券の利用

児童一人ずつに、委託里親名及び住所が入った受診券が児童相談所から交付されます。医療機関にかかるときは、その受診券を（児童が保険に加入している場合は保険証も）提示することにより、診察が受けられます。受診券を使用した場合、基本的に窓口での医療費負担はありません。

2. 受診券や保険がきかない医療等

受診券や保険がきかない場合は、病院の窓口で一度、立替払いをしていただき、**児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当**まで措置費として請求してください。

医療を受けた都度、別紙（19）に領収書の写しを付けて送付してください。

なお、年度ごとの予算になっているため、令和5年度の分は令和6年4月末（必着）までに送付してください。

＜公費負担となる（措置費で支給できる）もの＞

- (1) インフルエンザ、おたふく風邪、水疱瘡などの各予防接種
- (2) 眼鏡代
- (3) 歯科矯正費用

児童の福祉上必要だと医師が認める場合に、費用を請求することができます。事前に**児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当**まで御相談のうえ、医師の診断書と治療計画書（書式自由。治療期間や費用がわかるもの。）を提出してください。その後は、通院のたびにかかった費用（実費）を請求してください。

- (4) 初診料
- (5) その他

事前に**児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当**まで御相談ください。児童の福祉上医師が必要と認めるものについては、措置費として支給することができます。

【補足】

受診券は、委託児童の銀行口座開設や、パスポート申請の際の公的な証明になります。児童の委託中は大切に保管してください。

住所表記のある受診券や、再発行を御希望の方は児童相談所の里親担当まで御連絡ください。

医療機関の窓口で、受診券の使用方法が分からない等の質問を受けた場合には、児童相談所の里親担当あてに問い合わせるよう医療機関にお答えください。



進学や就職等、自立支援について（措置解除前後）



川崎市においても、児童の進学や就職等自立に向けた支援の充実を図っています。対象者自身が申請するものもございますので、措置解除後は、可能な範囲で対象者に案内していただきますよう、御協力をお願いいたします。

1. 措置費関係

（1）大学進学等自立生活支度費特別基準・就職支度費特別基準（措置費）の申請

大学等への進学や就職のために措置解除となる場合、大学進学等自立生活支度費や就職支度費が支給されます。加えて、保護者からの援助が見込まれない場合等は、特別基準の申請が可能です。ただし、公的年金の受給者である場合には対象となりませんので、措置元の児童相談所へお問い合わせください。

- 提出物
- ・大学進学等自立生活支度費特別基準申請書＜別紙（20）＞
 - 又は就職支度費特別基準申請書＜別紙（19）＞
 - ・合格通知や採用証明書など、進学、就職及び児童の氏名が確認できる書類

提出先

措置元の児童相談所

（2）住居費加算（措置費）の請求

進学、就職等の理由で措置解除となった者が新たに住居を設定する場合、措置費として住居費加算が支払われます。住居設定に係る実費で礼金・仲介手数料・前家賃等を含み、上限は120,000円です。

- 提出物
- ・賃貸借契約書の写し
 - ・領収書の写し

提出先

児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当

（3）里親委託・自立支援推進費（措置費）の活用

委託児童の、措置解除・措置変更に向けた調整や、措置解除・措置変更後の相談支援等（アフターケア）に必要な経費として、また、措置に向けた児童との交流に必要な交通費として、対象者1人あたり年間5万円を限度とする対象経費の実費が支払われます。対象経費は、交通費、食糧費、会場費、消耗品費、宿泊費とし、児童に同伴する里親に係る経費を含みます。（措置に向けた交流の場合は交通費のみで上限なしとなります。）食糧費については、食事等1人1回あたり1,000円を限度とします。

例えば、住居設定に同伴した際の交通費、家庭訪問、交流にかかる経費などが対象になります。

- 提出物
- ・里親委託・自立支援推進費請求書＜別紙（31）＞
 - ・所要経費、指導内容、訪問先等が確認できる書類

提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

2. 身元保証人確保対策事業の活用

里親に委託されている者または委託解除から本事業申請まで2年以内（5年以内に拡充予定）の者が、就職やアパート等を賃借する際に、里親が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結します。保険料は川崎市が支払うため、里親の負担はありません。詳しくは、『児童福祉施設等に関する身元保証人確保対策事業 利用の手引き（全国社会福祉協議会）』を御覧ください。

申請については**児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**まで御相談ください。

＜保証範囲＞

(1) 就職時の身元保証

被保証人（委託解除児童）が、業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証金を支払います。

(2) アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅等に関し、被保証人（委託解除児童）との間で締結された賃貸借契約に基づき、賃主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証金を支払います。

- ア 家賃もしくは賃料および共益費の支払
- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払
- エ アからウの債務の履行遅延による遅延利息の支払

(3) 大学等入学時の身元保証

被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、又は被保証人が入院し、医療費の滞納等により医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して、保証金を支払います。

提出物 **『利用の手引き』のとおり**

提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

3. 退所者居住支援・生活支援の活用（川崎市社会的養護自立支援事業の一環）

措置解除となった者で、解除後も引き続き里親家庭等で生活することが必要な者に対し、生活に必要な居住費及び生活費を支給します。支援の期間は、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までです。対象者の依頼により、里親が申請を行うことができます。

申請については[児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当](#)まで御相談ください。

ア 居住支援

	支援対象者の状況	単価
1	就学・就労をしていない者	
2	大学等に就学している者	1人あたり月額 90,000円
3	就労している者	
4	中退者※	1人あたり月額 50,000円以内の実費

イ 生活支援（主なもの）

	支援対象者の状況	単価
1	就学・就労をしていない者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般生活費 1人あたり月額 51,870円 ・採暖費（10月分～3月分に限る） 1人あたり月額 1,340円
2	就労している者	<ul style="list-style-type: none"> ・採暖費（10月分～3月分に限る） 1人あたり月額 200円
3	大学等に就学している者	<ul style="list-style-type: none"> ・一般生活費 1人あたり月額 11,310円 ・採暖費（10月分～3月分に限る） 1人あたり月額 200円
4	中退者※	<ul style="list-style-type: none"> ・一般生活費 1人あたり月額 50,000円 ・採暖費（10月分～3月分に限る） 1人あたり月額 1,340円

※中退者とは、措置解除後アパート等に居住し大学等に就学していたが疾病等の理由でやむを得ず中退し、中退後6か月の間にある者をいいます。

ウ 自立後生活体験支援

	支援対象者	単価
1	居住支援、生活支援を実施している者で、当該居住する場から自立する前に一定期間一人暮らし体験の支援が必要な者	<p>1人あたり月額 53,700円</p> <p>※体験期間は最長で1年間とする。</p>

提出物 （別添『川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱』の様式類）

- ・退所者居住支援等申請書（第1号様式）
- ・合格通知や内定通知など、進学及び就職先が確認できる書類
- ・物件の賃貸借契約書等、居住の実態が確認できる書類（自立後生活体験支援）
- ・委任状
- ・請求書

提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

4. 奨学金などの活用（川崎市社会的養護奨学給付金事業）

川崎市では、里親家庭等から大学等へ進学する方を対象とした給付型奨学金事業を実施しています。

申請については**児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**まで御相談ください。

（1）大学等進学奨学金

里親家庭を満18歳に達する日の属する年度の4月1日以降に委託解除され（措置延長されている場合を含む。）、大学等に進学した方が対象です。給付金額は、国公立大学等は月額3万円、私立大学等は月額5万円で、返済義務はありません。他の奨学金を利用する方でも、本奨学金の申請が可能です。詳しくは『川崎市の給付型奨学金についてのご案内』を御覧ください。

提出物 案内のとおり

提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

（2）資格取得給付金

里親家庭を満18歳に達する日の属する年度の4月1日以降に委託解除された方（措置延長されている場合を含む。）が対象です。雇用保険法の一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座を対象に、受講料相当額（上限20万円）を支給します。詳しくは『川崎市の給付型奨学金についてのご案内』を御覧ください。

提出物 案内のとおり

提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

5. 退所者相談支援の活用（川崎市社会的養護自立支援事業の一環）

川崎市では、社会的養護自立支援事業（委託事業者 株式会社パソナ）を実施しており、里親委託中から措置解除後5年間、児童の自立へ向けた継続的なサポートを行っています。利用に際しては、児童の自立支援計画と合わせて検討し、利用申請いただく必要があるため、まずは児童相談所またはこども保健福祉課に御相談ください。具体的な事業内容に関してのお問い合わせは、直接、下記事業者へ問い合わせていただいて構いません。詳しくは、チラシ（「社会的養護を必要とする子どもたちに私たちができること」）を御覧ください。

＜事業内容＞

- (1) 委託中のサポート : 自立に向けた生活相談、進学・就労に向けた準備支援 等
(2) 措置解除後のサポート : 定期的な状況確認、進学・就労・生活の困りごとの相談 等

事業所	所在地	問い合わせ先
株式会社パソナ 就労支援センター	幸区幸町2-593 モリファーストビル7階	(TEL) 044-271-1414 (FAX) 044-201-8408

また、本事業を利用する際の交通費については、里親委託・自立支援推進費（川崎市社会的養護自立支援事業利用時分）として請求することができます。

提出物 • 里親委託・自立支援推進費請求書（川崎市社会的養護自立支援事業利用時請求書）<別紙（27）> ※（株）パソナの確認を受けた上で御提出ください、
• 所要経費、指導内容、訪問先等が確認できる書類

提出先 **児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当**

里親支援について

1. 相談したいとき・話を聞いてほしいとき

児童相談所のケースワーカーや里親担当職員の他、川崎市には里親支援機関があります。川崎市には、乳児院・児童養護施設、NPO法人キーアセット、かわさき里親支援センターさくら、里親会、かわさき社会的養育家庭をささえる会などの機関があります。お気軽に御相談ください。

2. お休みを取りたいとき・手伝ってほしいとき

(1) レスパイト・ケア

「レスパイト・ケア」という制度があります。これは児童の委託を受け養育している里親が一時的な休息を得るために、委託児童を他の里親や児童養護施設等に一時的に再委託するものです。取得理由は問いませんので、積極的に御利用ください。

利用については措置元の児童相談所まで御相談ください。

費用	利用する里親： <u>負担なし</u>
	受け入れる里親又は施設：児童 1 人につき日額 5,600 円（川崎市が支給します。）
利用日数	児童相談所と要相談
提出物	レスパイト・ケア申請書 児童状況報告書
提出先	措置元の児童相談所

※利用の際、受入れ施設から健康診断書の提出を求められることがあります。診断書の発行にかかる費用は、措置費でお支払いすることができます。内訳が分かる領収書の写しを、こども保健福祉課に送付してください。

(2) 里親養育援助事業

委託児童の養育負担軽減のため、児童相談所が援助者を里親家庭に派遣します。援助者の訪問による生活援助や軽易な相談援助を受けることができます。周囲に援助者になってもらいたい人がいるときは、その方に援助者登録をしていただく必要がありますので、児童相談所に御相談ください。

利用についてはこども家庭センターまで御相談ください。

費用	利用する里親： <u>上限内の利用については負担なし</u>
援助者	派遣時間 1 時間あたり 1,000 円（川崎市が支給します。）
利用時間	1 日あたり 5 時間、1 月あたり 10 時間が上限
提出物	養育援助申請書
提出先	こども家庭センター



里親委託措置費について

1. 里親委託措置費について

里親制度は、公的な責任の下で児童を育てる社会的な仕組みの一つですので、児童の養育に係る基本的な費用は「措置費」として行政が支給します。

(1) 支払項目

- ・国で定める基準による措置費（法定分）と、市で定める基準による措置費（法定外分）があります。
- ・毎月定額でお支払いすることになっている項目（里親手当、生活諸費など）と、必要に応じてかかった分だけ請求していただく項目（実費請求分といいます。）（学校給食費、教材費、見学旅行費、通学交通費など）があります。

(2) 支払方法

- ・里親が指定する口座に振込みをします。
- ・当月分の措置費を、翌月**25日**（休日等の場合は翌営業日）に支払います。例えば、4月分は**5月25日**に振込みます。
- ・レスパイト・ケア委託費及び医療費の支払事務は**児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当**で行いますが、措置費とは別に振込みます。

*一時保護委託費の支払事務は児童相談所が行います。入金日や金額等の確認は児童相談所へお願いします。

(3) 支払内訳の通知

- ・措置費の支払後、「里親委託措置費内訳書」を各里親あてに送付します。法定分と法定外分の内訳をそれぞれ発行しておりますので御確認ください。
- ・支払金額等に御不明な点がありましたら、**児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当**まで御連絡ください。

(4) 実費請求分の請求方法

- ・別紙「措置費の請求方法についてのお知らせ」を御確認ください。

(5) 実費についての請求期限

- ・原則として、毎月10日までに到着した証明書類については、当月中にお支払いします。毎月10日に間に合わなかった分については、翌月分での支払になります。
- ・措置費は年度ごとの予算になっているため、令和5年度の分は令和6年4月の締切日までに必ず御請求ください。（締切日は後日お知らせします。）
- ・諸事情で請求が締め切り日を過ぎてしまう場合は、事前に**児童家庭支援・虐待対策室　児童福祉担当**まで御連絡ください。



★マークは、しおりの改訂に伴い、内容の変更・追加をしたものです。

共通

Q1 在学・在園証明書は毎年提出しなければなりませんか？

→在学・在園証明書は、その年度における学年等に応じた措置費を支給するための根拠書類となりますので、次に該当する場合は必ず御提出ください。

- ① 幼稚園・高等学校及び特別支援学校高等部に在学をしている児童がいるとき⇒毎年年度当初に必要になります。
- ② 小学校・中学校に進学する児童がいるとき⇒入学した年の年度当初に御提出ください。その後の進級時には原則不要です。
- ③ 所属する学校がかわったとき（転校・進学）⇒新しく児童の委託を受け、児童が幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校高等部に籍を置くときに必要になります。
- ④ 保育園に在園されている場合⇒3歳以上で保育園に在園されている場合は、学齢前教育費の認定対象です。ご入園・転園される場合に登園が確認できる書類（個別に御相談ください）をご御提出ください。また、退園される場合もご連絡ください。 <別紙（1）、（4）>

Q2 パスポートはどのように取得するのですか？

→措置決定通知書及び里親さんが記入したパスポート取得理由書（書式自由）をパスポートセンターへ御提出ください。

Q3 眼鏡代は請求できますか？

→できます。別紙（19）と別紙（21）を御提出ください。眼科で眼鏡処方箋を出してもらった場合はその写し、眼鏡購入時の領収書（コピー可）を添付してください。 <別紙（19）、（21）>

Q4 コンタクトレンズ代は請求できますか？

→眼鏡が原則となります。医師その他の専門機関が眼鏡では視力の矯正ができないと認める場合のみ、コンタクトレンズ代が支払われます。

Q5 インフルエンザの予防接種代は請求できますか？

→できます。別紙（19）の医療費請求書に、病院からの領収書を添付して御提出ください。

<別紙（19）>

Q6 通学定期はどのように請求したらいいですか？

→小・中学生、特別支援学校高等部、高等学校に在籍する児童については、国の基準で、最も経済的な方法と経路による通学定期券又はこれに準ずる交通費の実費が支払われます。別紙（6）に必要事項を記入し、定期券を購入した際に証明をもらうか、定期券のコピーを添付してください。

<別紙（6）>

Q7 通学定期を紛失しましたが、新しい定期券の購入費は請求できますか？

→原則として定期券の再発行をお願いします。再発行については交通機関へお問い合わせください。

Q8 交通系 IC カード (PASMO や Suica) の定期券を購入しましたが、デポジット（預り金）の 500 円は請求できますか？

→できません。カードが不要になった場合にはデポジット（預り金）が返却されますので、措置費としてはお支払いしません。

Q9 学習塾など学校以外での学習に係る費用は支払われますか？

→支払われるものもあります。次の3点は支払対象となります。

- ① 学習塾…小学生～高校生が対象。入学金、授業料（月謝）、講習会費、模擬テスト代、交通費等が対象となります。
- ② 家庭教師…小学生～高校生が対象。家庭教師等を里親宅に招き個別学習支援を行う方法により実施した場合に対象となります。
- ③ 学習指導費…小学生～高校生が対象。地域のNPO法人や各種団体が実施する学習支援を利用する場合の経費、自宅学習を行う場合における市販の教材等の購入経費が、本費目により支払対象となります。

※ただし、①、②の併用はできません（③は併用可）。

また、ピアノ、舞踊、スイミングスクール、武道、習字、そろばん、外国語会話などのいわゆる習いごとの費用は支払対象となりません。

…「川崎市の学習支援費加算についてのご案内」参照

Q10 奨学金や減免措置等にはどんなものがありますか？

公的な奨学金や減免措置は次のようなものなどがあります。

- ① 就学援助制度（川崎市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由で困っている方への学用品費、給食費、修学旅行費などを援助する制度）…委託措置費で必要な経費を支払うため、該当しません。申請しないよう御注意ください。
- ② 神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金（県内の私立高校、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程に学ぶ生徒の入学金及び授業料の軽減を受ける制度、返還指定なし）…学費軽減申請書に児童相談所から送付される措置決定通知書をつけて学校を通じて申請してください。授業料等の軽減が実施されます。（措置費から差引くこととなります。）
- ③ 神奈川県高等学校奨学金（県内の高等学校、中等教育学校後期課程、盲・ろう・養護学校高等部・専修学校高等課程に在籍する県内在住の生徒への奨学金、返還規定あり）…学校にある申込書に記入し、措置決定通知書をつけて学校を通じて申請してください。
- ④ 大学等への進学にかかる奨学金については、15 ページを御覧ください。
- ⑤ 神奈川県社会福祉協議会による自立支援資金貸付事業（詳細は県社会福祉協議会のHPを御覧ください）
- ⑥ 日本学生支援機構による給付奨学金（詳細は日本学生支援機構HPを御覧ください）

- ここに掲載した公的な奨学金や減免措置のほか、その学校独自の軽減制度などがある場合もあります。検討している進学先の情報にお困りの際は、一緒に確認をしますので、里親担当までご相談ください。
- ②、③は進学後に進学先の学校を通して申請をする必要があります。短期間での申請が必要となる場合がございますので、学校からの案内にご注意ください。
※しおりの最後に参考としてR4年度版パンフレットを掲載します。

幼稚園児

Q1 1 在園証明書の年齢の欄はどのように書けばいいですか？

→年少、年中、年長のいずれかを記入してください。

<別紙（1）>

Q1 2 幼稚園費の請求はどのようにしたらいいですか？

→幼稚園費は、当該年度の就園経費の合計額から、幼児教育無償化分として受領した金額を差し引いた額を措置費として請求できます。別紙（2）により、幼稚園に就園経費の証明を受けたのち、別紙（3）を用いて措置費請求額を計算し、証拠書類を付けて御提出ください。

小・中学生・特別支援学校高等部

Q1 3 在学証明書の通学区分の欄はどのように書けばいいですか？

→徒歩通学の場合は「徒歩」、公共交通機関を利用する場合は「電車」「バス」等と記入してください。

<別紙（4）>

Q1 4 実費で支払われる教材とは？★

→教科書や、「教科書に準する正規の教材」として学校長が指定するもの（学校において当該学年の全児童が必ず購入することになっている教材）です。なお、正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類も、実費が支払われます。

例：教科書、辞書、絵の具セット、習字セット等、等

<別紙（5）>

Q1 5 PTA会費、生徒会費、スポーツ振興費などの学校納付金の請求はできますか？

→できません。これらの納付金は教育費の「一般分」に含まれます。また一般分には、ノートや筆記具などの一般学用品が含まれます。

Q1 6 学校給食費はどのように請求したらいいですか？★

→令和3年度から、川崎市立の小学校・中学校・特別支援学校に通うお子さんの分は、児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当が川崎市教育委員会に金額を確認してお支払いしますので、里親さんが児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当に請求する必要はありません。

それ以外の小学校・中学校に通うお子さんの分は、別紙（5）により学校長の証明を受けてから請求してください。当該年度分をまとめて年度末に請求していただいても構いません。<別紙（5）>

Q17 修学旅行、遠足、社会科見学の費用は全額請求できますか？

→できます。修学旅行費については国で定められた単価に加えて、不足分は市加算分として支払われます。遠足、社会科見学の費用は、全額市加算分で支払われます。小遣いについては学校で定められた額を計上して差し支えありません。

<別紙（5）>

Q18 臨海・林間学校の費用は全額請求できますか？

→できます。学校主催の、当該学年の児童全員が参加する行事であれば、国で定められた単価に加えて、不足分は市加算分で支払われます。小遣いについては学校で定められた額を計上して差し支えありません。

<別紙（5）>

Q19 中学生の部活動に係る費用は請求できますか？

→部活動に必要な道具代は支払われます。別紙（7）により、学校外で購入した物については領収書（コピー可）を添付して、校長の証明を受けて御提出ください。また、遠征でかかった交通費については、別紙（9）により請求してください。

例：テニス部の全員が購入するテニスラケット・・別紙（7）

県大会出場のための電車賃・・別紙（9）

<別紙（7）、（9）>

Q20 卒業に際して、卒業アルバムの送料や記念写真代の請求はできますか？

→できません。アルバム代のみ支払われます。

<別紙（5）>

高校生・その他

Q21 高校の授業料、教科書代、制服代などは請求できますか？

→できます。「特別育成費」として国が定める上限の範囲内で支払われます。対象となる主な費用は入学金、授業料、教科書代、制服代、クラブ活動費です。別紙（29）により請求してください。（対象となるか不明な費用については事前にお問合せください）

<別紙（29）>

なお、通学交通費、学習塾費、修学旅行の費用は別紙（29）には記入せず、専用の様式で請求してください。（それぞれ別紙（6）、（8）、（5））

Q22 修学旅行の費用は全額請求できますか？

→できます。修学旅行費については国で定められた単価に加えて、不足分は市加算分で支払われます。

<別紙（5）>

Q23 就職支度費はどのようなときに支払われますか？

→児童が就職するため措置が解除となることを条件に、その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費として、措置が解除される日の属する月の措置費等として支払われます。国が定める基準額と市の基準額があります。雇用先の採用証明書等（書式自由）を御提出ください。

Q24 就職支度金はアルバイトとして働く場合も支払われますか？

→正規雇用以外の場合でも支払われます。

Q25 大学進学等自立生活支度費はどのようなときに支払われますか？

→児童が大学等へ進学するため措置が解除となることを条件に、その児童の進学に際し必要な学用品、参考図書類の購入費として、措置が解除される日の属する月の措置費等として支払われます。市基準の加算については、大学と専門学校とで額が異なります。進学先の合格通知書等（書式自由）を御提出ください。

<別紙（16）、（17）>

Q26 就職しながら大学等に進学する場合は、何か支払われますか？

→措置解除後、昼間に働きながら夜間に大学等へ通う場合など、就職支度費、大学進学等自立生活支度費のどちらにも該当する場合は、国で定められた単価について重複して支払われます。（特別基準は1件のみ）

なお、市の加算については、就職支度費あるいは大学進学等自立生活支度費のいずれか1件のみです。



措置費に関する書類送付・問合せ先



〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市こども未来局**児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当** 名原宛て

電話 044-200-2929（直通） FAX 044-200-3638
メールアドレス 45zidohu@city.kawasaki.jp



その他の問合せ先



児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当（担当 名原）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-2929（直通）

FAX 044-200-3638

メールアドレス 45zidohu@city.kawasaki.jp

こども家庭センター（中央児童相談所）（担当 堀・榎本・松下）

〒212-0058 川崎市幸区鹿島田 1-21-9

電話 044-542-1234（代表電話）

FAX 044-542-1505

中部児童相談所（担当 伊藤・平川・水落・飯塚）

〒213-0011 川崎市高津区久本 1 丁目 4 番 1 号

電話 044-877-8111（代表電話）

FAX 044-877-8733

北部児童相談所（担当 前埜・阿部・中山・伊崎）

〒214-0038 川崎市多摩区生田 7-16-2

電話 044-931-4300（代表電話）

FAX 044-931-4505



措置費の請求方法についてのお知らせ

令和5年度からの実費請求の方法について、次の2つの方法どちらかでご提出をお願いいたします。

方法1　すべて郵送で提出

(提出するもの)

- ① 措置費の請求書（原本）
- ② 領収書や学校の通知、通帳の写しなど請求の根拠になる資料のコピー（写し）

方法2　領収書など請求の根拠になる資料のみデータで提出

(提出するもの)

- ① 措置費の請求書（原本）⇒※郵送で提出
- ② 領収書や学校の通知、通帳の写しなど請求の根拠になる資料⇒データで提出



領収書や学校の通知、通帳の写しなど請求の根拠になる資料の画像データ（スマートフォンで撮影したものも可）を用意



こちらの
フォーム
から提出！

※措置費の請求書は原本を郵送で送付してください。

方法1、方法2いずれも、原則、提出いただいた請求書一式（請求書そのものや、領収書、学校の通知等）の返送は行いませんので、ご注意ください



私立高等学校等

学費支援

年収700万円未満の世帯まで

授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

多子世帯で年収800万円未満の世帯まで

授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯

非課税世帯まで

入学金が実質無償化 **最大 210,000円**

返還不要。申請をお忘れなく。

年収に関わらず、リーフレットの内容を
よく、ご確認ください。

お申込みは高校入学後！

発行/お問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日 8:30~12:00, 13:00~17:15

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

各制度の補助額

世帯年収等によって補助額が異なります。利用できる制度を確認してください。

年収目安 「モデル世帯」		授業料補助		入学金補助	授業料 456,000円 入学金 210,000円
		① 高等学校等就学支援金(国)	② 学費補助金(県)		
生活保護～ 住民税非課税世帯		396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 210,000円	授業料 456,000円 入学金 210,000円
270万円～ 590万円未満		396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 100,000円	授業料 456,000円 入学金 100,000円
590万円～ 700万円未満		118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	授業料 193,200円 入学金 100,000円
700万円～ 750万円未満		118,800円	+ 74,400円	+ 100,000円	授業料 456,000円 入学金 100,000円
多子世帯		118,800円	+ 74,400円	+ 262,800円	授業料 456,000円 入学金 100,000円
		118,800円	+ 337,200円		授業料 118,800円
750万円～ 800万円未満		118,800円			授業料 456,000円
多子世帯		118,800円	+ 337,200円		授業料 118,800円
		118,800円	+ 74,400円		授業料 193,200円
800万円～ 910万円未満		118,800円			
多子世帯		118,800円	+ 74,400円		

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

①「高等学校等就学支援金」と②「学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、超えた金額は支給されません。



イメージ (例: 590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金 + 補助金

申請の方法

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 申請後、高校等や神奈川県での審査を経て、
就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
学校によって、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。



1



「高等学校等就学支援金」

○国の制度 ○返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

年収の目安	①高等学校等就学支援金	
	所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)
生活保護	(令和4年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～590万円未満	154,500円未満	
590万円～910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込むよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、超えた額は支給されません。



イメージ(例:590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。

年収はあくまで目安です。令和4年4月～6月分の授業料補助については、令和3年度の税額で判定します。

2

「学費補助金」

○県の制度 ○返済不要

お申込み

全学年
6月頃

年収の目安	②学費補助金		
	所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)	入学金補助 (1回のみ)
生活保護	(令和4年1月1日時点で生活保護)		
非課税	(「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円) ※2	60,000円 (通信制159,000円)	210,000円 (上限額)
270万円～590万円未満	154,500円未満		
590万円～700万円未満	203,100円未満	337,200円	
700万円～750万円未満 〔多子世帯 750万円未満〕	227,100円未満	74,400円	100,000円 (上限額)
	227,100円未満	337,200円	
750万円～800万円未満 〔多子世帯 800万円未満〕	251,100円未満	対象外	
	251,100円未満	337,200円	
800万円～910万円未満 〔多子世帯 910万円未満〕	304,200円未満	対象外	
	304,200円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

非課税世帯、生活保護(生業扶助)
受給世帯が対象です。



「神奈川県高校生等奨学給付金」

○県の制度 ○返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

- 令和4年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の令和4年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。
- 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付があります。
- 新入生に対する一部前倒し給付があります。(申請は4月以降)

③ 神奈川県高校生等奨学給付金			
(令和4年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)			52,600 円
非課税	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	134,600 円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	152,000 円
	通信制・専攻科の学校		52,100 円

申請時期は
令和4年7月1日以降
毎年申請が必要です！



県内の学校

県外の学校



申請書HP

▶ 申請書は学校が配付。 ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。
(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和4年6月下旬以降更新予定)
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syouga_kukyuuuhukinn.html

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。
令和4年6月下旬以降、私学振興課助成グループにご連絡ください。

- 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
- 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印のち申請者に返還。
- 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

(申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)

その他の制度

緊急支援補助金 ○返済不要

令和4年の年間所得が、解雇・倒産、
長期療養などで急変したとき

支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
 - 令和3(2021)年4月～令和4(2022)年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
 - 令和4年の年間所得が、令和3年の年間所得より減少していること
 - 令和4年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

支給額

- 授業料(年額) 396,000円(通信制297,000円)
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

申込手続

- 令和4年12月頃 学校へ申請書を提出

学び直し支援金 ○返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方
高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月／通信制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間(全日制は1年間)「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 2014年4月以降に再入学され、令和4年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

支給額

- 授業料(年額) 297,000円/118,800円

申込手続

- 学校へ申請書を提出

所得区分の確認方法

A 年収に関わらず、全員確認してください

手元に「住民税に基づく基準額」がわかるものをご用意ください。

〈マイナンバーカードをお持ちの方〉
マイナポータル「わたしの情報」で
確認してください。

〈マイナンバーカードをお持ちでない方〉
課税証明書(市町村で発行)・納税通知書の
いずれかをご用意ください。
※ 課税証明書は「調整控除の額を記載」する形で申請してください。



1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	○○○○○○円
上記以外の課税所得金額	○○○○○○円

課税証明書 記載例2

課税標準額	○○○○○○円
-------	---------

point!

市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

課税標準	総所得③	○○○○○○円
山林所得	○○○○○○円	
分離短期譲渡	○○○○○○円	
分離長期譲渡	○○○○○○円	
株式等の譲渡	○○○○○○円	
上場株式等の配当金	○○○○○○円	
先物取引	○○○○○○円	

全項目の合計額が「課税標準額」

2. 調整控除の額の確認方法

point!

市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 ①で確認した課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

(政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。)

計算結果が「304,200円」未満ですか？

はい

→ いいえ 対象外です

3 保護者等・生徒ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい

→ いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 ②の計算結果が227,100円未満ですか？

↓ いいえ

4 15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯ですか？

はい

↓ はい

→ いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は②の計算結果によって異なります。詳しくは各制度の説明ページをご覧ください。

B 生活保護世帯・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

1 「県民税・市町村民税所得割の合計額」を確認します。

保護者等の「県民税・市町村民税所得割の合計額」が0円、または、生活保護世帯ですか？

はい

→ いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象外です

2 保護者等は神奈川県在住ですか？

はい

→ いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象です。



そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。
それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の制度

「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に
奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
(*高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校的高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者*の年収の合計が910万円未満程度である者
(*同一生計の父母。父母がない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分)②10月下旬(10~12月分)③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、隨時受付を行います。

有利子の制度

「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、
公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県

